

報告第14号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、平成29年12月11日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所と番地および氏名は掲載しておりません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

平成29年10月23日午前0時10分頃、米原市柏原地先の米原市消防団山東方面隊第1分団車庫前において、駐車中の米原市消防団山東方面隊第1分団の消防自動車と相手方車両とが接触された。

4 和解条項

相手方は、米原市に対し金186,257円を賠償する。

平成29年12月11日

米原市長 平尾道雄